

親鸞御影の仏教教育的意味

谷 川 守 正

〔抄 録〕

国宝の親鸞の鏡御影と安城御影に重大な問題点が残る。前者は何時、誰のために、何のために、制作されたか。後者は嘯き御影と呼ばれるが、何を嘯くか。両者はどう関係するのか。われわれは安城御影が制作された建長7年の親鸞の著書、特に御影との関係の深い書簡と比較して、それらの謎を解明して、今まで隠れていた親鸞の東国教化における独自の仏教教育の本質を具体的に浮き彫りにした。

キーワード 親鸞御影, 義絶事件, 長男への仏教教育, 東国教化, 鎌倉念仏訴訟

(1)

6年後は法然上人の800回忌と親鸞聖人の750回忌にあたる。7年前われわれは蓮如上人の500回忌に京都国立博物館「蓮如と本願寺～その歴史と美術～」展⁽¹⁾において蓮如本『歎異抄』、坂東本『教行信証』、『おふみ』、親鸞書簡、六字名号、親鸞御影を入念に観察した。それらは順次研究対象としたが、御影が最後になったのは、難題のためである。ここで云う御影とは西本願寺の国宝の「鏡御影」と「安城御影」正・蓮如模本、東本願寺の重要文化財の「親鸞聖人像（安城御影）」である。

平松令三は御影の先行研究；日下無倫の安城第一説、中沢見明の絵師定禅説、赤松俊秀の胎内納入説、宮崎円適の画稿説、松野純孝の親鸞念仏聖説らを踏まえ、両御影の問題点⁽²⁾を整理したが、なお多くの問題点を残す。すなわち鏡御影の制作はいつか。1310年覚如の修理時に何故上部原賛の正信偈の大部分が切除され、下部原賛が描表装によって塗り潰されたか。近年の修理時に発見された上部原賛の残存部分は、何故位置が不同か。何故下部原賛部分に異質の料紙が継がれるか。何故面貌部と体軀部の描き方に精粗があるか。偈文に「正信偈」の要文20句を共有する鏡御影と安城御影の関係はどうか。両御影は誰のために制作されたか。鏡御影は若杉準治が解説するように、「相好は細線で極めて丁寧に描かれ、視線や口の表現には、今にも喋りだしそうな生き生きとした感があり⁽³⁾」、『存覚上人袖日記⁽⁴⁾』、『反古裏書⁽⁵⁾』、了祥の『異義集第2巻⁽⁶⁾』が伝える「御ウソヲフカセマシマス御口元」と云われる安城御影の面

貌に似ているのは何故か。安城御影の西本願寺本は『存覚上人袖日記』に見るように建長7（1255）年の制作であるが、その東本願寺本はいつの制作かなどである。

われわれは親鸞御影研究に先立って、それに密接に関係しながら先行研究が触れない鎌倉念仏訴訟、わが子義絶事件、『安心決定鈔』、『愚禿鈔』、『歎異抄』、『坂東本』、『一枚起請文花押』のアポリアを、順次に研究視点と方法を開発して、それぞれ解消⁽⁷⁾した。小論はあえて何れも発給の年記なしの親鸞書簡を鍵として、親鸞御影の諸問題を解決する。

（2）

以上の難解な問題点を解明する鍵は、まず11月18日付け⁽⁸⁾と11月25日付け⁽⁹⁾の親鸞書簡である。前者は11月1日付けの専信上書への返信であり、後者は2種類⁽¹⁰⁾伝えられ、本文と日付は同じであるが、一方には追伸に「銭貳拾貫文慥々給候 親鸞、日付」が付くが、受領書に必要な宛名がなく、他方には追伸と署名がないが、宛名は「真佛御坊」とある。別に真佛御坊への12月15日付けの書簡⁽¹¹⁾がある。しかしどれも年記はない。

まず前者に11月1日付けの専信上書があるが、上書は「或人云」の内容であり、専信自身の言葉は文末の「恐々謹言」のみである。この上書の本文について親鸞は専信宛に懇切丁寧な指導をする。先行研究は、往復書簡を合わせると、御影の賛文に対応することを見落す。しかしわれわれはこの異例づくめの書簡と御影との対応に注目した。

後者の追伸つきの書簡は桁外れに高額の金銭の受領書が追伸文⁽¹²⁾にあるが、肝心の宛名と通例の謝辞がない。そして文面は他力について法然からの伝聞のみが書かれ、親鸞の見解は、暫らく滞在する予定の専信に申すとのみ回答するように、慎重に伏せられる。

細川行信ら⁽¹³⁾はこれら3本の発給年を何れも正嘉元年であると推定する。しかしわれわれは11月18日付けの書簡にある「カルカユヘニ義ナキラ義トスト申スナリ」の親鸞の特色のある接続詞「カルカユヘニ⁽¹⁴⁾」に注目して、まずその用例の上限である建長7（1255）年に遡って、その年記を検討する事から始める。われわれは3本の発給日が近いことから、専信が比較的京に近いことを知り、まず「京に近くなった」ことを高田の覚信に追伸で報せた建長8年5月28日付けの親鸞書簡から判断して、発給年を義絶前年の建長7年に特定することができる。

『善性本御消息集』は2月12日付けの浄信上書⁽¹⁵⁾に対して、別筆押紙に「浄信御坊御返事 親鸞⁽¹⁶⁾」とあるが、浄信の質問状に対する親鸞の回答である。しかし専信上書には専信の質問内容はなく、実質的に「或人云」の内容についての親鸞への紹介状であり、また親鸞の11月18日付けの書簡の宛先は、「専信御坊御報⁽¹⁷⁾」である。

建長8年5月28日付けの「覚信御房御返事⁽¹⁸⁾」の余白追伸に「専信坊京ちかくなられて候こそたのもしうおほえ候え⁽¹⁹⁾」と専信は京にちかくに移った⁽²⁰⁾こととともに、親鸞が心丈夫に思うことにわれわれは注目する。

また専信は11月25日付けの書簡の追伸に見るように、大金の送金を仲介している。しかし親鸞はあえて肝心の送り主の名前を表していない。異例に属する領収書といえる。当時鎌倉念仏訴訟の原告側に親鸞の子の慈信がいて、被告側の性信の勝訴に了ったことは、6月1日付けの性信書簡に対する親鸞の7月9日付けの返信⁽²¹⁾に明らかであるが、その後親鸞は先に専信に書写⁽²²⁾させ、戻させた『教行信証』に加筆修正し、脱稿して、性信に譲預⁽²³⁾し、合わせて8月6日に著した西本願寺蔵『浄土三経往生文類』(略本)も与えたが、坂東本『教行信証』の信巻表紙裏に敗訴した被告側のわが子に対する父親の愛情を表白した『涅槃経』からの抜き書きがある。何故それがそのような形にそこに書かれたのかは今まで謎であった。しかしわれわれは親鸞の7月9日付けの返信から『安心決定鈔』の作者、時期などを読み取る⁽²⁴⁾ことを通して、困難なアポリア⁽²⁵⁾を解消した。

親鸞の義絶状は翌年5月29日付けの両書簡に見るとおりであるが、今まで顕智が書写した専修寺蔵の慈信宛の「義絶状⁽²⁶⁾」が中心とされていた。しかしそれは直接に慈信宛ではない。すなわちその末尾に5月29日 在判とあり、日付の右下、在判の右上に「同6月27日到来」そしてつぎの3行に、「建長8年6月27日註之 慈信房御返事 嘉元3年7月27日書写了」とある。到来の日付などを注記した人は、5月29日付けの親鸞返信の宛先人である性信気付に他ならない。義絶に関する5月29日付けの親鸞書簡2通はしたがってともに性信に到来したと考えられる。

われわれは親鸞が追伸に東国へ公開するよう性信に求めた義絶通知に注目する。そこに慈信宛の義絶状にはない偽書事件、後に『安心決定鈔⁽²⁷⁾』と名付けられる、性信の口頭弁論の「真宗の聞書一帖⁽²⁸⁾」の件などがある。親鸞は慈信宛の義絶状に断片的にしか義絶の理由を語らないが、われわれは『安心決定鈔』の裏側に義絶事情を読み取ることができる。

従来慈信のことは建長6年9月2日付けと11月9日付けの親鸞返信と義絶状にしかないと考えられたが、われわれは義絶にいたる動向を読み取ることができた。すなわち敗訴以後のわが子を親鸞は見捨てず、繰返して救済の手を性信と専信を介してわが子に差し伸べる。

親鸞は鎌倉念仏訴訟における性信の「陳状」を「御文のようおおかたの陳状よく御はからいどもそうらいけり」と高く評価するとともに、わが子が誤って伝えた親鸞思想を是正するために、その後親鸞はあえて「愚禿」の名を入れた『愚禿鈔』を著して、専信に与える⁽²⁹⁾。

『愚禿鈔』の教相判釈は二及四重の「分析」の論理であり、『安心決定鈔』を貫く性信の「総合」の論理と対比される。後者は念仏訴訟に露呈した真宗内の深刻な対立を打開するために性信の取った法廷戦術を貫く。真宗を中核とする総合の論理は大乗教だけでなく、小乗教までを包括する。それが親鸞の子を原告側に置くという被告性信にとって非常に困難な念仏訴訟を勝訴に導いた論理であり、すべての仏教を統合する。そこに展開する総合の論理は後に『安心決定鈔』を40年以上愛読した蓮如の教化に大きな影響を与えた。

性信の総合の論理に対して『愚禿鈔』の論理はその題詞に端的に示される法然との師資相承

であり、その「聞賢者信」は11月18日付けの「専信御坊御報」の「ただ佛にまかせまいらせ候と大師聖人のみことにて候え」と11月25日付けの師法然から「きき候らいき」、「ききそうらわず」、「うけたまわりそうらわず」にも垣間見ることができる。

しかし父子関係はそれとは別である。その前年9月2日付けの慈信坊御返事に、慈信が「遠江の尼御前の御ころにいて沙汰そうららん」ことを親鸞が喜んでいると、伝言を依頼する。またその追伸に武家領主の「くげどのにもよくよるこびもうしたまうべし」とあるように、慈信が当時東国において「領家、地頭、名主」層に支えられていたことも明らかである。

また慈信の鎌倉念仏訴訟は多額の訴訟費用が必要であり、敗訴後も義絶状にあるように「まことにかかるそらごとをい、て六波羅のへんかまくらなどにひろうせられる」にも相当の上告費用がかかるはずであり、京から東国に下ったばかりの慈信には支配層からの金銭的援助なしに、親鸞への送金⁽³⁰⁾を含めて、大金は自由にできないはずである。それ故に貳拾貫文は慈信から専信に託されたと考えられる⁽³¹⁾。

したがって11月1日付けの専信上書の「或人」とは慈信のことを指す。専信は慈信の言葉をそのまま上書の形にして、親鸞に伝えたのである。これについての親鸞の意見は、父親の子を思う愛情がつよく感じ取れる行き届いた指導の文面であり、わが子の立ち直りを強く願っていることが読み取れる。しかしながら巨額の送金の受領書に添えられた他力論については、一転して当時敗訴した原告側からの巻返しのないように、またわが子をこれ以上泥沼に追い込まないように、慎重な姿勢⁽³²⁾を貫く。ここにも親鸞の親心が感じ取れる。また同文の真佛宛の書簡も敗訴した原告側の巻き返し⁽³³⁾に備え、東国の拠点の一つである高田の真佛の理解をえさせるためである。

しかしながら義絶までは親鸞は只管わが子の自覚と反省を促し続ける⁽³⁴⁾。念仏訴訟の結審後は立場上直接親鸞からの働き掛けはないものの、間接的に親鸞は東国の性信、専信、真佛らを通してわが子に救いの手を差し伸べる。その延長上にあるのが、11月25日から半月間⁽³⁵⁾に制作された親鸞御影と十字名号である。

11月25日に受領した20貫文は、当代一流の似絵画家二人に鏡御影の原本と紺地十字名号、安城御影2本と黄地十字名号の制作費用の支弁に役立ったはずである。それだけでなく、これらはわが子の救済の手立てであるところに、親鸞の愛情の深さが感じ取られる。これなしにわれわれは東本願寺の親鸞聖人像（安城御影）の制作理由を明らかにできないであろう。

(3)

国宝の源頼朝像を描いた似絵画家藤原隆信の子、藤原信実の国宝後鳥羽天皇像とその子専阿弥陀佛が描いた鏡御影は、『週刊朝日百科「世界の美術」113号、鎌倉時代の美術Ⅱ絵画・書⁽³⁶⁾』において左右に並べられ、似絵画家特有の写実性に富んだ画風を共通にするとともに、安城御

影とも同じである。その写実性は、『教行信証』後序の師法然からの「真文」における「世」の脱字⁽³⁷⁾が示唆する、いまここに生きるわれの実存を特に視線と口元において活写する。

鏡御影の意味は覚如の修理時に抹消された立像の上下の原賛の銘文とその書き様が明らかにする。最近の修理によって判明した原賛の銘文は、上段にその残存文字から推定して、尊号銘文と真像銘文を集めて分かりやすく解説した『尊号真像銘文』(略本)の「愚禿親鸞正信偈にいわく」の20句、すなわち「本願名号正定業(中略)即横超截五惡趣文」を置く。そして下段の銘文は法然と親鸞の同じ趣旨の信疑決判の文である。

建長7年6月2日の『尊号真像銘文』によれば、「本願名号正定業というは選択本願の行なり」である。それは師法然からの師資相承であり、『教行信証』の後序にいうように「南無阿弥陀佛 往生之業念仏為本」の銘文を下付され、『尊号真像銘文』において『選択集』のいわゆる「三選文」からの「正定之業者即是称佛名」と示される。

「正信偈」は『教行信証』の要文であり、愚禿親鸞の実存を端的に示す。親鸞はその年の8月27日に『愚禿鈔』2巻の題詞に師資相承の実存を示す銘文を同じような加点付き漢文体にして、それぞれ上下巻の題名に添える。「聞賢者信顕愚禿心 賢者信内賢外愚也 愚禿心内愚外賢也」の24文字⁽³⁸⁾がそれである。すなわち法然から賢者信を聞いて愚禿心を顕わす。その顕とは『教行信証』の正式題名に付く『顕浄土真実教行証文類』の「顕⁽³⁹⁾」を指す。

親鸞は法然からその銘文を聞いて「正信偈」の20句を銘文にする。この銘文は「顕愚禿心」であり、親鸞の実存である愚禿心の顕われである。その愚禿心は往生論の「世尊我一心 帰命尽十方 無碍光如来」の一心に通じる。それは「正信偈」の後半の冒頭に「天親菩薩造論説 帰命無碍光如来」するような「我一心」である。親鸞の愚禿心とは要するにこの「我一心」である。

『愚禿鈔』に説くように、「正信偈」20句は法然からの師資相承であることを端的に物語るのは、下段の並列する2つの信疑決判の文である。師弟の銘文とは「源空聖人云 当知生死之家以疑為所止 涅槃之城以信為能入」に対して、「釈親鸞云 還来生死流轉之家 決以疑情為所止 速入寂靜無為之城 必以信心為能入⁽⁴⁰⁾」の4句である。

『尊号真像銘文』はこの法然銘文を選択集から引文して説明する。そしてそれを受けた親鸞銘文を「獲信見敬得大慶」と顕し、「信心を浄土宗の正意としるなりこのところをえつれば他力は義なきを義とすとなり」と親鸞思想の根本を示す。さらに3年後の同書の広本はそれに補足して「信心を浄土宗の正意としるべき也このところをえつれば他力には義のなきをもて義とすと本師聖人のおほせごとなり」と趣旨をより分かりやすく説明する。

ここに浄土宗の正意を聞いて浄土真宗の正意を顕すいまこの生きた姿が、一見同語反復にしか見えない師弟の信疑決判に顕される。法然上人銘文が簡潔な対句表現になるように、それに即して親鸞銘文は師の言葉を受け継ぎ、凡愚にも分かりやすく補説する。

「当知」の意味は「決」と「必」に見事に活かされて、より具体的で、身近な表現になる。「生

死之家」は生死が流転する家であり、それに還来に繰り返す実相を示して、「以疑」に対して、「決以疑情」とより分かりやすくする。「涅槃之城」は「寂静無為之城」と詳述した上で、『尊号真像銘文』の『選択集』三選文の冒頭の「速欲離生死」を踏まえて、「速入」とするのは、「速離生死流転之家」を示唆する。

なお「正信偈」の末尾には「生死輪転の家に還来することは決するに疑情（左訓にウタガフココロ）を以て所止（左訓にトトマル）と為す、速やかに寂静無為の楽に入ることは必ず信心を以て能入を為すといえり」とする。銘文は師の信疑決判文に対句的に即応して、若干字句をより分かりやすく修正⁽⁴¹⁾する。したがって下賛の信疑決判の師資相承の視点に立脚すれば、『教行信証』後序における47文字の真文が意味するいまここのわれの実存が示唆されていることが知られる。それは立像の姿勢に反映する。

鏡御影の視線と口元の写実性に着眼すれば、立像はやや画面の右寄りに立ち、左に顔を向けて、生き生きとした視線の向こうに相手を迎え、何かを親しく語り掛ける姿である。そこに迎えようとするのは、『教行信証』を書写させた専信であり、また11月1日付け専信上書に云う「或人」のわが子慈信であると考えられる。

先行研究は鏡御影と安城御影との間が10年以上離れていると見て、両者を直接結びつけない。しかしわれわれは安城御影を専信下付と見るだけでなく、鏡御影をもそう見るのは専信と親鸞の往復書簡に依るからである。11月1日に専信は「或人」の信心と念仏についての意見を親鸞に指導するよう仲介する。それに対して親鸞の11月18日付けの「専信御坊御報」に「正信偈」20句に対応するやりとりが認められる。

「往生の業因は一念發起信心のとき無碍の心光に撰護せられまいらせ候ぬれば同一也」という専信上書が上賛の「正信偈」に対応するのに対して、「ただ佛にまかせまいらせ給えと大師聖人にみことにて候え」と結ぶ親鸞の返報は、下段の師資相承の信疑決判の文に対応する。

しかし鏡御影の銘文は、安城御影の同じ「正信偈」20句とは異なり、あまりにも字形が乱文であり、また下段に別の料紙を継いで、師弟の信疑決判の文を書く仕儀となり、対句形式の師弟の文が整わず、また「釈親鸞云」と敬称抜きになることから、教行信証の後序の師資相承のように、口述筆記であるとしか考えられない。親鸞の口述を画家の専阿弥陀佛が筆記⁽⁴²⁾したのであれば、乱文などの諸問題はすべて解消するからである。

ただ上賛の残存文字はすべて判読できるが、下賛は汚れと剥落のために、今ではわれわれは修理に立ち合った宮崎の判読を追認するしかなく、写真では判読不能の文字がある。下賛も乱文調であることは確かである。しかし先行研究には口述筆記説はない。

鏡御影は銘文の乱文と下段の別料紙継ぎのために、親鸞の意図に反した不具合な作品になり、等間隔の横折り目が示すように、完成後は折り畳んで保存された。それを現在の鏡御影に仕立てたのは、覚如の修理時である。「正信偈」20句に代えて、覚如撰の「正信偈」4句の引文に「和朝親鸞聖人真影」の題を付けたのは、事実上親鸞の口述筆記部分を消去・切除したから当然の

ことである。元の銘文は完全に失われたのであるから、元の真像銘文は旧銘文抜きの真像として蘇った。

このような仕儀となった鏡御影に代え、親鸞は専阿弥陀佛と同系の似絵画家の法眼朝円に安城御影を描かせ、自ら筆を執って、上中下3段に銘文を書くことにしたが、鏡御影の制作と並行して、専阿弥陀佛に紺地十字名号を描かせ、『尊号真像銘文』から「大経」と「往生論」の引文を自ら書いたのは、鏡御影の寿像が本尊化しないためと考えられる。親鸞没の翌年2月10日付けの恵信尼消息第4通⁽⁴³⁾は「又あの御影の一幅ほしく思まいらせ候也」とするのは、御影の趣旨から当然の所望といえる。

鏡御影を保存するからには、その本尊化の危険があったために、紺地十字名号を作ったのであるが、上賛と下賛の料紙の大きさに大きな差があり、安城御影と同じサイズで、83歳作の黄地十字名号が、下賛に銘文の要件を満たすのに対して、年記のない紺地十字名号の下賛は簡略化しているのは鏡御影のこのような事情によるのである。なお黄地十字名号が法眼朝円作とするのに対して、紺地十字名号を専阿弥陀佛作とするのは、籠文字名号の制約の下にも専阿弥陀佛の特徴が法性寺流の書風に表れているからである。

したがって『尊号真像銘文』、専修寺本『教行信証』、『愚禿鈔』、「かさま書簡」、「専信上書」の流れのなかに、鏡御影を位置付けるとき、12月10日夜の火災に遭うことからして、鏡御影と紺地十字名号は11月25日から12月10日の間の前半期に制作され、そして安城御影と黄地十字名号とがその後半期に制作されたと考えられる。

なお鏡御影の面貌部の特徴が何を意味するかを明らかにしたが、それと描法上体軀部との間に明瞭な精粗があるのは、視点を面貌の視線と口元に集めるためである。われわれの視線が当然それに注がれるのは否定できない。安城御影は口元を強調して、嘯きの御影と呼ばれる。写実性に富んだ両画像から共通に法然からの師資相承を示す「真文」の精神、いまここに生きるわれの実存が端的に視線と口元に示される。

われわれの研究方法は親鸞御影を銘文の解明によって建長7年冬に位置付け、それをさらに動乱期の建長7年の動向に位置付けて考察する。その年の『尊号真像銘文』は真像銘文の真像と銘文の理解を助け、『愚禿鈔』は法然との師資相承を分かりやすく伝え、『教行信証』を書写した専信と親鸞との往復書簡は御影の背景であり、真像の正意を顕す。

(4)

西本願寺蔵の安城御影正副2本は国宝に指定されたが、東本願寺蔵の親鸞聖人御影(安城御影)は重要文化財である。西本願寺本の年記は親鸞83歳であるが、東本願寺本はまだいつの制作かを明らかにされず、親鸞自筆も証明されず、『親鸞聖人真蹟集成』第9巻は西本願寺本の正本のみを載せる。

安城御影の難解な問題は、東本願寺本の座像が西本願寺本に比べて決して遜色はないものの、銘文にいくつかの誤りがあり、多少筆勢が劣ることと、西本願寺本に添えられた黄地十字名号のようなものがないことによるのである。

つぎに安城御影は何と嘯くかであるが、先行研究はこの点をまったく明らかにしようともしない。そして像の前の調度品から親鸞は念仏聖といえるかである。先行研究は鏡御影と安城御影の契機となったのは何であるかにも触れていない。われわれは両御影の銘文に照らして、その契機として建長7年11月1日と11月18日付けの専信と親鸞の往復書簡に注目した。

この往復書簡を真像銘文の形に顕したのが、鏡御影であり、また安城御影である。先行研究は両御影の成立根拠を明らかにしていない。専信が西本願寺本の安城御影と黄地十字名号を授かったのであるが、東本願寺本の行方は殆ど問題にされない。

それは誰に何のために授けられ、黄地十字名号のようなものを添えての授与であったかも不問に付す。しかし文面上むしろ御影制作の狙いは、専信上書の或人に対してである。

東本願寺本は「釈親鸞」を敬称の「釈親鸞法師」とする点と「常覆真實信心天」の句と「雲霧之下明无闇」の句とを入れ違える点で、他筆とされる

しかし「法師」については、当時の親鸞の用例に照らせば必ずしも敬称であるとは云えず、むしろ逆の意味の場合もある。『尊号真像銘文』の広本（1258年6月28日）に「曇鸞法師」と敬称に用いる。しかしその頃の作である『正像末和讃』の「愚禿悲歎述懐」には4例あり、その末尾に「建長7歳乙卯11月晦日書之、愚禿親鸞83歳」と底本奥書のある『皇太子聖徳奉讃』第46首に「恵慈法師は御師なり（振り仮名省略⁽⁴⁴⁾）」があるが、「あなづるしるしには比丘比丘尼を奴婢として法師僧徒のたふとさも僕従もの名としたり」に続けて、「この世の本寺本山のいみじき僧とまふすも法師とまふすもうきことなり、釈親鸞書之」と結ぶ。そして顕智本の奥書に「草本に云正嘉2歳9月24日親鸞86歳⁽⁴⁵⁾」とする。末法時の「法師」はもはや敬称でないと親鸞は歎く。

また句の入れ替えについても、両句に類似した文字が2・3あり、ミスが生じやすいので止むを得ないと考えられる。すなわち隣り合う2句に「雲霧」3箇所、「覆」2箇所あり、偈文のように音読みの場合に一層混同しやすい。4点の不注意な誤りに加え、西本願寺本の副本と異なり、改行箇所ズレがあり、その上に筆勢⁽⁴⁶⁾が弱くなる。

これは専信上書の或人に授与されたからと考えられる。東本願寺本には西本願寺本のような黄地十字名号を添えて、真像の本尊化を防ぐ措置は講じられていない。わが子に対しては本尊化の恐れがないからである。

しかしながら親鸞はわが子にもう一つの重要な関係文書を書き送ったことは、全く注目されていない。『末灯鈔』の最終の第22通に署名、日付、宛名のない短い書簡がそれである。文中の「かるがゆえに」の用例からそれは建長7年秋以降の発給と知られる。本文は前置きなしに、「宝号経にのたまはく」の引文から始まる。

発給時期の手がかりに乏しいこの書簡を時期的に位置付けるのは困難である。本願名号の正定業を引文によって本願念仏は非行非善の他力行であり、本願名業は能生の因であり、父である。そして大悲の光明は所生の縁であり、母であると単純明快に説くこの書簡は、「正信偈」20句の「本願名号正定業」に始まる前半と「撰取心光常照護」から始まる後半とを往生の因縁として慈父と悲母の和合として分かりやすく説く。

『教行信証』の行巻に「良とに徳号の慈父ましまさずば能生の因闕けなむ光明の悲母ましまさずば所生の縁乖むきなん。能所の因縁和合すべしと雖も信心の業識にあらずば光明土に到ることなし」と真実信の業識を内因とせよと教える⁽⁴⁷⁾。義絶状の「又母のあまにもふしぎのそらごとをいいつけられたることもうすかぎりなきことあさましうそうろう」の「母」は光明の慈母と重ね合わせて義絶の理由に加えられることに通じる。

この書簡は11月1日付けの専信上書と11月18日付けの専信御坊御報にそのまま対応するとともに、11月25日付けの「銭20貫文」の受領書の他力論を「正信偈」20句に結びつけて教える返書である。それは書式上むしろ受領書の追伸といえる。すなわちそれはその後12月10日までに制作された東本願寺本の安城御影の添え状であると考えられる。西本願寺本の安城御影に黄地十字名号を添えるように、その東本願寺本にはこの書簡を添えるのである。

わが子に対する真像銘文の授与であるから、専信に対するのとは銘文の書き様に多少の違いが生じたであろう。銘文の筆勢が優しくなり、多少の誤字・脱字に拘らないのは、親子の間柄のことであるからと考えられる。むしろそれらは愚禿親鸞の赤裸々な姿を現す。

念仏訴訟の実相が明らかになって直ちに義絶したのでなく、漸く翌年1月9日付け真浄宛書簡にあるように、わが子の権力の助けを借りた布教、不当な虚言、原告側の上告が続き、ついに5月29日付け性信宛通知に明らかにされる偽書事件が、みぶの女房宛の慈信書簡とともに、親鸞に義絶を決断させたのである。真浄宛にはむしろ惑わされた側の信心を戒める。

したがって義絶の契機は偽書事件と安城御影の添え状に叛いた書簡事件である。偽書事件は親鸞の東国教化を根底から覆し、書簡事件は慈愛に満ちた指導を無視する。前者は性信宛に、そして後者は慈信宛の義絶状の後半に詳しく記されるが、先行研究はそれを重視しない。

それ故に勢い義絶状の書簡は激越になり、「あさまし」が7箇所、「こころうきこと」が4箇所、「そらごと」は9箇所もある。また性信宛の通知には「あさまし」が5箇所、「こころうきこと」が3箇所、「そらごと」が5箇所あり、さらに「としごろ」も5箇所あって、長期にわたることを明らかにする。これは性信からの偽書事件の通知を契機とする。親鸞書簡におけるこのような形の用語の反復例は他に見られない。

つぎに座像の前に置かれた鹿杖と草履は親鸞念仏聖説の根拠にされるが、火が赤々と燃える火桶、温かそうな敷皮等に触れない。85歳春の親鸞書簡⁽⁴⁸⁾の末尾に「目も見えず候なにごともみなわすれて候うえに」と老いの衰えを訴えるが、当時の親鸞の調度品は何れも防寒具であり、『存覚上人袖日記』が詳細に記録するように、鹿杖と草履は猫の皮で巻かれ、狸の敷皮も

頭に巻いた帽子もすべて防寒具⁽⁴⁹⁾であり、このようないまこの生きた姿は厳冬期を示す。すなわち11月25日から12月10日までの親鸞座像の制作を確認する。

11月25日の他力論をはじめ当時の親鸞は一貫して法然の言葉を聞く姿勢を鮮明にする。10月3日の「かさまの念仏者の疑い問われたる事」に「聖人のおおせごとにてありき」、「聖人はおおせごとありしか」とあり、11月18日の専信御坊御報にも「ただ念仏に任せまいらせ給えと大師聖人のみことにて候え」とあるように、すべて「性信房親鸞がはからい申すにはあらず候」である。すなわちそれは『愚禿鈔』の「聞賢者信」に他ならない。

鏡御影の師資相承の信疑決判を含め、親鸞御影に共通する「正信偈」20句に「教行信証」後序の師資相承が親鸞の生涯を支えているのであり、「本願名号正定業云々」は御影に顕される「南無阿弥陀佛」の声を説明する。そして写実的な面貌は六字名号を唱えるいまここに生きる親鸞の実存を顕す。

「一枚起請文」の独創的な花押に小さな口の形に、結びの「口ハーかうに念仏すへし」の「ウ」＝[佛]の発音を読取らせたように、親鸞の「御ウソヲフカセマシマス御口」と存覚が記録する口元は、他でもない「ウ」すなわちこの場合法然からの師資相承を生きた姿に顕して「南無阿弥陀佛」を唱える「佛」の発声の口の形⁽⁵⁰⁾である。『愚禿鈔』の「聞賢者信」は念仏の声でもある。その顕われが『顕浄土真實教行証文類』であり、「正信偈」であり、その要文20句である。その冒頭句は「佛（ブ）」を唱える姿を如実に示唆する。

親鸞はこのことを示唆するために、種々の機会を捉えて暗示する。鏡御影は銘文によって、安城御影は口元を強調することによって、また当時の著作の末尾に「南無阿弥陀佛⁽⁵¹⁾」を付け加えることによって、生きた姿を実存的に顕すことを伝えようとするが、当時から全く理解されず、親鸞の意図が通じず、終には『尊号真像銘文』（広本末巻9頁）には、『選択集』冒頭の「南無阿弥陀佛往生之業念仏為本」の「佛」を一旦書き落として、下欄に朱筆で「佛」を付け加えて⁽⁵²⁾、「南無阿弥陀佛」の「佛」に注目させているが、今日までこの親鸞が残した道標に先行研究も不思議に全く気付かない。

この他にも親鸞はこのための道標を用意する。日付のある親鸞自筆の名号とその銘文が4幅ある。日付は翌年の10月25日が2幅、また28日が2幅である。何れも1対にして掛ける工夫が見られる。25日の2幅は八字名号と十字名号であり、専修寺に蔵する。八字名号は「南無不可思議光佛」であり、「正信念仏偈」前半冒頭の「帰命無量寿如来南無不可思議光」に対応し、十字名号は「帰命尽十方無碍光如来」であり、「正信念仏偈」後半冒頭の第31行の「天親菩薩造論説帰命無碍光如来」に対応するから、八字名号を右に、十字名号を左に並べて掛けると一目瞭然であるが、「大経」の第17願すなわち「教行信証」行巻の標拳文、「諸佛称名之願」（その下の）「浄土真實之行選択本願之行」に対応し、その左に第11願すなわち証巻の標拳文、「必至滅度之願難思議往生」に対応する。そして右下も「大経」の四十八願に続く頌の冒頭12句が置かれ、その左に浄土論曰の8句が引文され、十字名号に対応するとともに「大経」の三つの

「我」は「浄土論」の二つの「我」と対応する。

つぎに10月28日の2幅は西本願寺蔵の六字名号と三河妙源寺蔵の十字名号である。これも25日の2幅と同じく、六字名号を右にして並べて掛けると、上段は第18願、第11願、第12願、第13願と続き、両名号の相即不離を示し、専信御報と引文が同じになる。それらの願文は『教行信証』の信・証・真巻の標挙文である。そして下段の右には『尊号真像銘文』と「安城御影」の銘文がある。その左は「安城御影」の上段の銘文にある。建長8年4月13日の『四十八誓願』は第18願の願名を「念仏往生之願往相廻向」と名付ける。行巻によれば「念仏は即ち是れ南无阿弥陀佛なり」である。

4幅とも「愚禿親鸞敬信尊号」が付き、尊号に対する親鸞の姿勢を明示するが、六字名号だけはその「親鸞」を「親鸞」とする。この用例は正嘉元年閏3月2日に法然の「浄土宗の大意」の名目を解説した返書にある署名にも見られるように、法然と極親しい関係において書かれた文書にある親鸞の署名である。そして蓮如本『歎異鈔』では「鸞」と「鸞」をこのように使い分ける⁽⁵³⁾。

したがって4幅は「南無阿弥陀佛」を唱える愚禿親鸞座像を銘文によって解説しようとするが、今日まで親鸞の真意は正しく伝えられているとは云えない。また先行研究は何故10行20句の長文であるかについては不問に付す。しかしわれわれは専信上書がその後半に、聖人御報がその前半に力点を置き、後者の末尾が「ただ佛にまかせまいらせ給えと大師聖人のみことにて候」であることから、下段の銘文との関係を明らかにすることができる。すなわち「一念発起信心」は「能発一念喜愛心」に、「無碍の心光に撰護せられまいらせ候」は「撰取心光常照護」に、「無明なること」は「已能雖破無明闇」に、そして「おおわるる煩惱ばかり」は「貧愛瞋憎之雲霧常覆真實信心天」にそれぞれ対応する。

そして親鸞返書は「本願名号正定業（以下）応信如来真實言」の前半に対応することは明らかである。親鸞はこのように指導の言葉を詳しく述べて、「そのほかにまたもうすべきことなしただ佛にまかせまいらせ給えと大師聖人のみことにて候え」と結ぶ。

親鸞はしたがって御影に「南無阿弥陀佛」の「佛」を唱える自身のいまこの姿を描かせたのである。鏡御影は本願名号正定業の口元と撰取心光常照護の視線を特徴とし、安城御影の西本願寺本は専念正業を全身と嘯く形の口元に示し、東本願寺本は迷惑するわが子を救いとるために、愚禿の赤裸々な実存のままに念仏を唱える。それは「後序」の「爾るに既に製作を書写し真影を图画せり是れ専念正業之徳也是決定往生之徴也」の体現そのものであり、それが親鸞御影の仏教教育的意味である。われわれはそれから多くのことをこれからも学び続ける。

〔注〕

- (1) 京都国立博物館編，毎日新聞社，98年
- (2) 「鏡御影と安城御影の問題点」，教学研究紀要，10号，02年

- (3) 京都国立博物館編, 前掲書, p.197
- (4) 常楽台蔵版, 今小路覚尊, 興教書院, 23年
- (5) 『真宗復古裏書之研究』, 宮崎清, 永田文昌堂, 87年
- (6) 『真宗体系』第3 6巻, 国書刊行会, 76年
- (7) 『佛教大学教育学部学会紀要』, 第1, 2号, 02・3年, 『佛教大学教育学部論集』, 第14・5号, 03・4年, 『日本仏教教育学研究』, 第12号, 04年の拙稿参照
- (8) 『善性本御消息集』第7通
- (9) 『末灯鈔』第17通
- (10) 『末灯鈔』第22通
- (11) 『親鸞聖人真蹟集成』第4巻, 法蔵館, 74年, p.411
- (12) 当時送金を伴う書簡は多少日数がかかるから, 両書簡は同じ頃の発給である。
- (13) 『現代の聖典, 親鸞書簡集全四十三通』, 細川行信, 村上宗博, 足立幸子, 法蔵館, 02年, 「親鸞書簡一覧表」, p.185
- (14) 「カルカユヘニ」はわれわれが『安心決定鈔』の作者, 制作時期を特定する鍵にした接続詞であり, 親鸞のその用例は建長7年秋以降であり, それ以前はない。
- (15) 『末灯鈔』第7通と同文
- (16) 『善性本御消息集』第2通の後半, 同文の『末灯鈔』第21通に別筆押紙を欠く。ただし『親鸞聖人真蹟集成』第4巻, 法蔵館, 74年, p.419, は押紙の文を文頭に置く。
- (17) 「御報」とあるのは顕智本「親鸞聖人御消息, 浄信房あて御返事(二)」に宛名が「浄信御坊御報」になる場合である。しかし原本では宛名が「浄信御房御返事」となる。『末灯鈔』第15通に同文があるが, 『真宗聖教全書』はその本文中「承信房(右傍に「じょうしんぼう」)のよるこばせたまひ候らんはなにかは自力にて候べし」とする。「承信房(右傍に「じょうしんぼう」)は, 『親鸞聖人真蹟集成』第4巻, p.426では, 「浄信房(シャウシンハウ)」であり, 錯誤である。また『親鸞書簡集全四十三通』は現代風の読み仮名を用いるため「浄信房(シャウシンハウ)」を「浄信房(じょうしんぼう)」と誤記する。そして最後の「承信の御坊といまいらせ給べし」とするが, 原本では「承信(シヨウシン)の御坊」であり, 念のために振り仮名を付けるのが望ましい。顕智本では「承信御坊(シヨウシンノオムハウ)」と振り仮名を区別する。原本では3例の「承信」にシヨウシンと振り仮名を付け, 「浄信房(シャウシンハウ)」と区別する。
- (18) 『親鸞聖人真蹟集成』第4巻, 法蔵館, 74年, p.409-10, この書簡は原本によれば, p.409に比べて, p.410の左肩下がりが極端であり, 前年12月15日付けの真佛御房への火事通知の書簡の場合よりも落ち込みが激しい。それはわが子の義絶前日の極度の心身疲労の現れである。
- (19) 『親鸞聖人真蹟集成』第4巻, 法蔵館, 74年, p.408, 苦境の親鸞にとって専信が頼もしい存在である事情は, このようなわが子との関係を抜きにして語れない。
- (20) 専信書写専修寺本『教行信証』の親鸞死去後の識語に「専信遠江国池田住僧」, 「顕智下総国高田住僧」とある。また『親鸞聖人門弟交名牒』によれば「専信(上人面授遠江国ツルミ)」とあるが, 何れにせよ比較的京に近い。
- (21) 「親鸞聖人御消息集」, 第7通
- (22) 専修寺本『教行信証』6月22日専信書写
- (23) 坂東本『教行信証』の行巻と化身土巻の識語に, 性信が「弘安陸年2月2日釈明性譲預之」と記すが, 拙稿『『安心決定鈔』と『教行信証』のアポリア』前出に述べるように, その日に明性に渡したのであるが, それは親鸞から性信へについても同様である。
- (24) その作者に多くの名前が挙がったが定説はなく, 制作時期は明らかにされなかった。しかしわれわれは時期の特定から取り組んで成功した。
- (25) 先行研究が何れも名目論に拘り袋小路に入るが, われわれはあえて接続詞「カルカユヘニ」と7月9日付け返信の「陳状」を手がかりにした。

- (26) 『影印高田古典』, 第3巻, 顕智上人集, 中, p.4-6
- (27) 前年6月1日付けの性信書簡にある鎌倉念仏訴訟における「陳状」がそれに含まれる。
- (28) 性信宛の義絶通知にあるこの文書は性信の口頭弁論を入信が聞き書きしたのを三答状とともに性信が6月1日付けの書簡とともに親鸞に送った。親鸞はそれを手元に置き、義絶通知において「真宗の聞書性信房のかかせたまいたるはすこしもこれにもうしてそうろう様にたがわずそうらえばうれしうそうろう」と感謝し、それを高く評価する。親鸞は6月1日付けの当事者性信の書簡により訴訟の顛末を「たがわずうけたまわった」。
- (29) 『愚禿鈔』は原本が発見されないが、浄興寺本の識語に原本の入手先が書かれ、「參州和田良円房」が原本を上洛時に携行したとあり、それには奥書が下巻にはなく、上巻ばかりにあると伝え、忠実な書写である顕智本を裏付ける。『親鸞聖人門弟交名牒』によれば専信(上人面授遠江国ツルミ)一円善(三河和田)一信寂(三河和田)一寂靜—良円と図示される。ここから『愚禿鈔』の原本は三河和田の円善門下すなわち専信門下の所持本であることが分かる。
- (30) 前年9月27日付けの慈信書簡に添えた「御ころざしの錢伍貫文」も破格の大金である。
- (31) 真佛宛の同文の返書には式拾貫文の追伸はないから、高田の真佛からの送金ではない。
- (32) 同年10月3日付けの「かさまの念仏者のうたがいとわれたること」にも念仏訴訟の後遺症が見られるため、すでに建長3年閏9月20日付けの東国宛親鸞書簡に「他力の中の他力なり」があるが、勢い親鸞は誤解を生みやすい他力論には慎重の上にも慎重を期した。
- (33) 原告側は事実慈信を中心として巻返しを図っていて、性信宛慈信義絶通知に見えるように、上告や偽書事件を展開し、親鸞が東国に書き送った法然の高弟の著作を捨てさせ、またその内容を書き替えたことが、性信からの通報で判明した。
- (34) しかし親鸞のわが子に対する態度が大きく転換するのが1月9日付けの真浄宛の返信である。そこにわが子に対する厳しい糾弾があり、5月29日の義絶を予想させる。
- (35) 11月25日は高額送金に対する領収書を追伸にする他力説の書簡の発給日であり、12月10日は真佛宛12月15日付けの返信に述べる「この十日のよ、しょうもうにおうて候」の火事の罹災のことである。その後の親鸞に多忙の日々が続き、「なにごとにもなにごともいそがしさに、くわしう申さず候」と告げることから罹災の日である。
- (36) 同書12—70、「画面裏に貼付された修理記によれば似絵画家藤原信実の子、専阿弥陀佛の書である」(米倉迪夫)。ただし『縁起絵と似絵』, 講談社, 93年においては米倉迪夫は頼朝像を伝隆信、後鳥羽天皇像を伝信実とする。
- (37) 拙稿『「安心決定鈔」と『教行信証』のアポリア』前出, 参照
- (38) われわれは難解な『愚禿鈔』を24文字の加点が上下逆になることを手がかりにアポリアを解消した。
- (39) 拙稿『「安心決定鈔」と師親鸞(二) — 『愚禿鈔』のアポリア —』前出, 参照
- (40) 先行研究はこの4句を『教行信証』の「正信念仏偈」または『浄土文類聚鈔』の「念仏正信偈」に関係づけるが、袋小路に入る。ここでは師弟関係を重視すべきである。
- (41) 「輪転」を「流転」に、「楽」を「城」に替える。
- (42) 親鸞自筆の安城御影の銘文とは明らかに別筆であり、その当時流行の法性寺流の書風から袴殿と称する貴族の専阿弥陀佛の筆跡であり、法然の愛弟子の貴族出身と伝える源智の「願文」の書風と特徴を共有する。
- (43) 『真宗聖教全書, 五, 拾遺部下』, p.103
- (44) 『影印高田古典, 第1集, 真佛上人集, 真宗高田派教学院編』, 02年, P.88
- (45) 『影印高田古典』, 第2巻, 顕智上人集, 上, p.278
- (46) 筆勢から見て、西本願寺本が東本願寺本に先行することは明らかである。
- (47) 『愚禿鈔』には「真実浄信心は内因なり、撰取不捨は外縁なり」と示して、「本願を信受すれば他力金剛心也知るべし」と結ぶ。すなわちこれが『愚禿鈔』の結論であり、それを分かりやすく図式化したのが、四行題詞である。

- (48) 正嘉元年閏3月2日付け親鸞書簡, 「末灯鈔」, 第8通, 『真宗聖教全書』, 二, 宗祖部, p.669
- (49) 奈良国立博物館蔵の重要文化財の熊皮御影も頸に帽子が巻かれ, 像前に鹿杖が見える。『浄土教の世界—苦悩する精神史—』図録, 滋賀県立琵琶湖文化館編, 92年, p.75, われわれは取り上げないが, 熊皮御影は図録の解説によれば, 「眼光鋭く迫真性に富む尊顔からは『弥陀の本願を信じて名号を唱えれば, 静に往生できる』と説く親鸞の信念の強さが感じられる」と説明されるが, これは鏡御影にも通じる。
- (50) 黒谷金戒光明寺などに安置される通称「齋食の親鸞」(木像)なども同工異曲の口元である。
- (51) その当時の『浄土三経往生文類』, 兩『文意』, 『四十八誓願』, 専修寺蔵親鸞真蹟本『光明寺善導和尚言』, 照明寺蔵親鸞真蹟本『往生要集云』がそれである。また拙稿「黒谷本「一枚起請文」花押の仏教教育的意味」前出, 参照
- (52) 本巻冒頭の大経引文に正法(古字)の「正」の朱筆挿入の意味も理解されていない。
- (53) 拙稿「蓮如本『歎異鈔』の仏教教育的意味」, 佛教学部教育学部論集, 第15号, 参照

(たにかわ もりまさ 教育学科)

2004年10月15日受理